

別記 1 製造所等の予防規程、定期点検等の要否早見表

施設区分	保安監督者 (政令第31条の2)	予防規程 (政令第37条)	定期点検 (政令第8条の5)	指定施設 (政令第30条の3)	許可通報 (政令第7条の3)
製造所	・全て要	・倍数が10以上の施設は要 なお、鉱山保安法、火薬類取締法適用施設は否	・倍数が10以上の施設は要 ・地下タンクを有する施設は要 なお、鉱山保安法、火薬類取締法適用施設は否	・第4類の危険物を取り扱う施設の全て該当 ただし、消費設備、充填設備、容器詰め替え設備、油圧、潤滑油循環装置及び鉱山保安法の適用施設は非該当	・倍数が10以上の施設は要
一般取扱所	・要 ただし、倍数が30以下でかつ引火点が40℃以上の第4類の危険物のみをボイラー、バーナー等で消費又は容器に詰め替える施設に限り否	・倍数が10以上の施設は要 ただし、倍数が30以下でかつ引火点が40℃以上の第4類の危険物のみを容器に詰め替える施設に限り否 なお、鉱山保安法、火薬類取締法適用施設は否	・倍数が10以上の施設は要 ただし、倍数が30以下でかつ引火点が40℃以上の第4類の危険物のみを容器に詰め替える施設に限り否 ・地下タンクを有する施設は要 なお、鉱山保安法、火薬類取締法適用施設は否	・第4類の危険物を取り扱う施設の全て該当 ただし、消費設備、充填設備、容器詰め替え設備、油圧、潤滑油循環装置及び鉱山保安法の適用施設は非該当	・倍数が10以上の施設は要 ただし、倍数が30以下でかつ引火点が40℃以上の第4類の危険物のみを容器に詰め替える施設に限り否
屋内貯蔵所	・要 ただし、倍数が30以下でかつ引火点が40℃以上の第4類の危険物のみを貯蔵し又は取り扱う施設に限り否	・倍数が150以上の施設は要 なお、鉱山保安法、火薬類取締法適用施設は否	・倍数が150以上の施設は要 なお、鉱山保安法、火薬類取締法適用施設は否	・非該当	・倍数が150以上の施設は要
屋外タンク貯蔵所	・全て要	・倍数が200以上の施設は要 なお、鉱山保安法、火薬類取締法適用施設は否	・倍数が200以上の施設は要 なお、鉱山保安法、火薬類取締法適用施設は否	・非該当	・倍数が200以上の施設は要
屋内タンク貯蔵所	・要 ただし、引火点が40℃以上の第4類の危険物のみを貯蔵し又は取り扱う施設に限り否	・全て否	・全て否	・非該当	・全て否

施設区分	保安監督者 (政令第31条の2)	予防規程 (政令第37条)	定期点検 (政令第8条の5)	指定施設 (政令第30条の3)	許可通報 (政令第7条の3)
地下 タンク 貯蔵所	・要 ただし、引火点が 40°C以上の第4類 の危険物のみを貯 蔵し又は取り扱う 施設に限り否	・全て否	・要 なお、鉱山保安法、 火薬類取締法適用 施設は否	・非該当	・全て否
簡易 タンク 貯蔵所	・要 ただし、引火点が 40°C以上の第4類 の危険物のみを貯 蔵し又は取り扱う 施設に限り否	・全て否	・全て否	・非該当	・全て否
移動 タンク 貯蔵所	・全て否	・全て否	・要 なお、鉱山保安法、 火薬類取締法適用 施設は否	・非該当	・全て否
屋外 貯蔵所	・倍数が30を超える 施設は要	・倍数が100以上の 施設は要 なお、鉱山保安法、 火薬類取締法適用 施設は否	・倍数が100以上の 施設は要 なお、鉱山保安法、 火薬類取締法適用 施設は否	・非該当	・倍数が100以上の 施設は要
給油 取扱所	・全て要	・要 ただし、自家用の 屋外給油取扱所は 否	・地下タンクを有す る施設は要 なお、鉱山保安法、 火薬類取締法適用 施設は否	・非該当	・全て否
販売 取扱所	・要 ただし、引火点が 40°C以上の第4類 の危険物のみを貯 蔵し又は取り扱う 施設に限り否	・全て否	・全て否	・非該当	・全て否
移送 取扱所	・全て要	・要 なお、鉱山保安法、 火薬類取締法適用 施設は否	・要 ただし、特定移送 取扱所を除く なお、鉱山保安法、 火薬類取締法適用 施設は否	・特定移送取扱所の み該当ただし、告 示第69条で規定す る特定移送取扱所 を除く	・全て要

※危険物施設保安員（政令第36条）を定めなければならない製造所等は、指定数量の倍数が100以上の製造所（鉱山保安法又は火薬取締法適用施設を除く。）若しくは一般取扱所（消費設備、充填設備、容器詰め替え設備、油圧・潤滑油循環装置等、鉱山保安法又は火薬取締法適用施設を除く。）又は移送取扱所（鉱山保安法適用施設を除く。）が該当する。